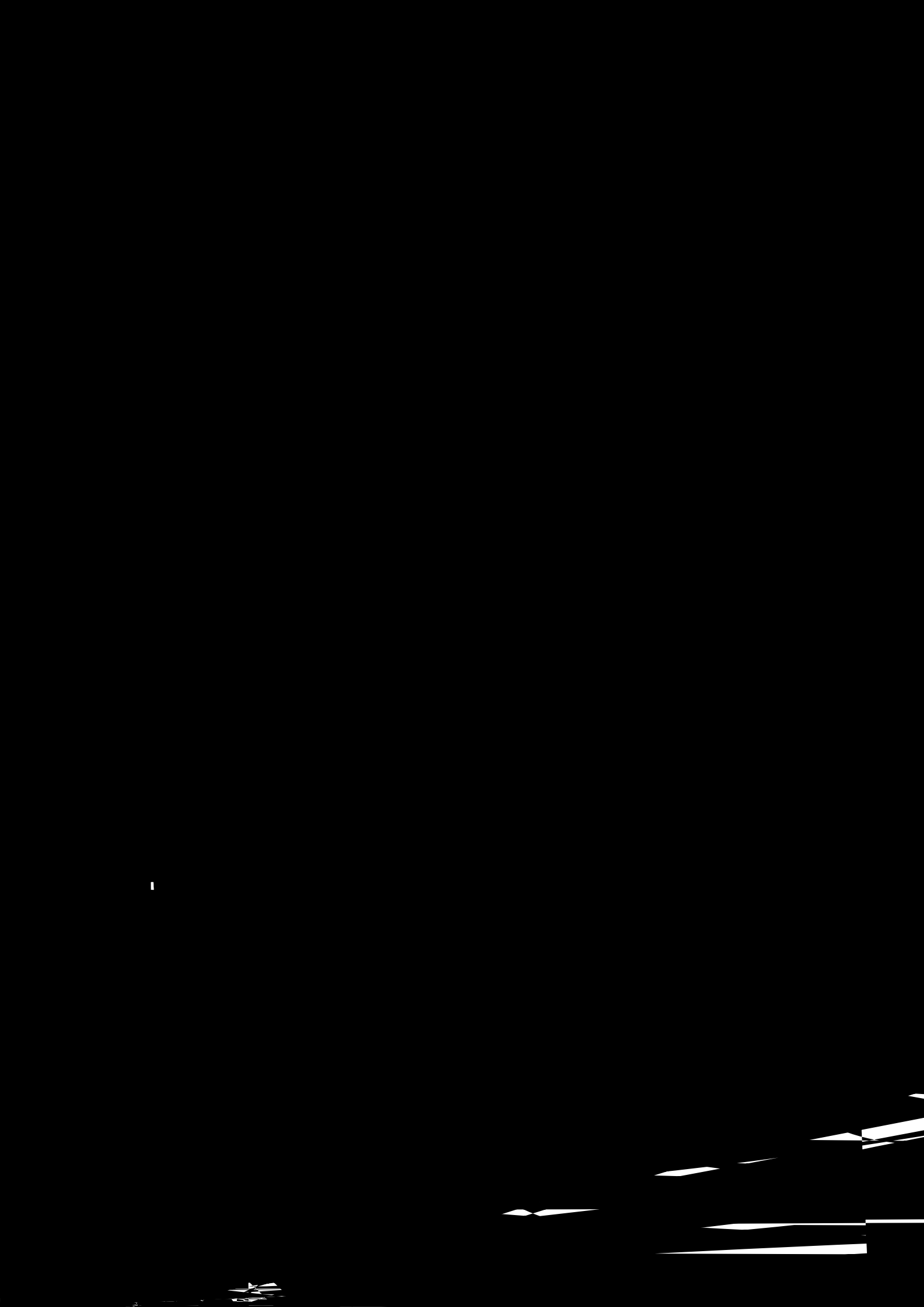


教育職員免許状の取得について

第 1 欄 所 要 資 格	第 2 欄 基 礎 資 格	第 3 欄 大 学 院 において 修 得 する こと を 必要 と する 専 門 教 育 科 目 の 最 低 単 位 数	
免許状の種類		教 科 及 び 教 職 に 関 する 科 目	特 別 支 援 教 育 に 関 する 科 目
		24	
幼稚園教諭専修免許状	修士の学位を有すること。	24	
小学校教諭専修免許状	修士の学位を有すること。	24	
中学校教諭専修免許状	修士の学位を有すること。	24	
高等学校教諭専修免許状	修士の学位を有すること。	24	
特別支援学校教諭専修免許状 (視覚障害者に関する教育の領域) (聴覚障害者に関する教育の領域) (知的障害者に関する教育の領域) (肢体不自由者に関する教育の領域) (病弱者に関する教育の領域)	修士の学位を有すること及び小学校, 中学校, 高等学校又は幼稚園の教諭 の普通免許状を有すること。		24

() ()			
		単 位	()
プ ロ グ ラ ム 専 門 科 目	基 幹 領 域	4	
		4	
		4	
		4	() ()
		4	() ()
	() ()	4 4	() () () ()





--	--	--	--	--	--	--	--	--

プ
ロ
グ
ラ
ム
専
門
科
目

